

那覇市公報

第 1 6 3 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1299
- 平成26年（2014年）10月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1301
- 平成25年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）
…………… 1302
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1303
- 個人情報業務届出書の公表について（総務課）…………… 1305
- 平成26年（2014年）10月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 1308
- 平成26年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（ちゃーがんじゅう
課）…………… 1309
- 平成26年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（国民健康保険
課）…………… 1310
- 平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（国民健康保険課）
…………… 1312
- 平成26年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（市街地整備課）
…………… 1314
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課）…………… 1316
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…………… 1317
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

（保護管理課）	1318
---------------	------

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1319
---	------

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施設機関の指定について（保護管理課）	1320
---	------

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1321
---------------------------------	------

○会議開催の公告について（商工農水課）	1322
---------------------------	------

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程	1323
-----------------------------------	------

○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程	1324
---	------

○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程	1325
---	------

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1326
----------------------------	------

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1327
------------------------------	------

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1328
-----------------------------------	------

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1329
-----------------------------------	------

告 示

那覇市告示第 281 号

平成 26 年 10 月 8 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

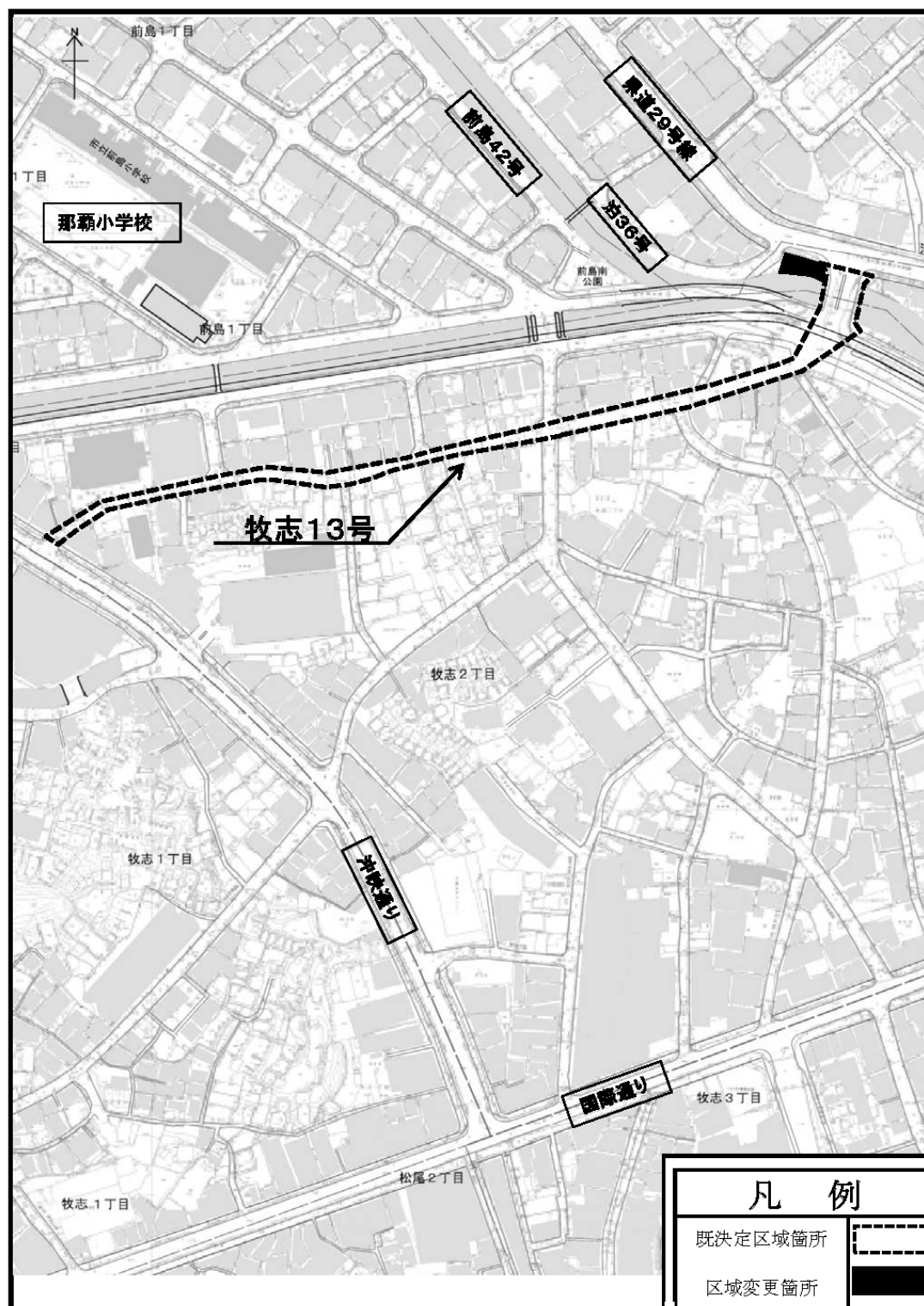
那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
603	牧志13号	安里1丁目512～ 牧志2丁目640番13	450.7	5.1～ 30.6	区域追加

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 292 号

平成 26 年 10 月 16 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

1 招 集 の 日 平成 26 年 10 月 27 日（月）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

3 付 議 事 件 名

工事請負契約について（与儀保育所仮園舎新築工事（建築））

那覇市告示第 293 号

平成 26 年 10 月 16 日

掲 示 済

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 297 号

平成 26 年 10 月 20 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光



第10号様式(第19条関係)

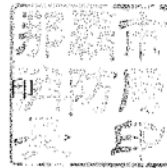
個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 139 号

平 成 26 年 10 月 7 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防局長 玉城 則雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防局 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	第三者行為求償に伴う救急搬送者名簿 133件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 26 年 10 月 20 日までに提供する
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成26年8月1日から、平成26年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防局 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 298 号

平成 26 年 10 月 20 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 将 光



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成26年10月10日

那覇市長職務代理者
那覇市副市長 久高 将光 様

那覇市長職務代理者
那覇市副市長 久高 将



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	92D02	届出担当課	市民文化部 ハイサイ市民課 電話 2228
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成24年 7月9日
業 務 の 名 称	住民基本台帳業務		
廃止又は変更の 理 由	住民基本台帳法の一部改正に伴い基本的事項の追加があった為。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	氏名 住所 性別 生年月日 本籍 続柄 その他	氏名 住所 性別 生年月日 本籍 続柄 その他 国籍	
備 考	その他には在留資格、在留期間、在留カード等の番号等を含む。		

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止)・変更)届出書

平成26年10月10日

那覇市長職務代理者

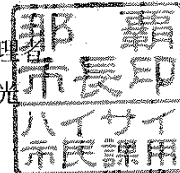
那覇市副市長 久高 将光 様

実施機関

那覇市長職務代理者

那覇市副市長

久高 将光



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	92D02	届出担当課	市民文化部 ハイサイ市民課 電話 2228
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成24年 7月9日
業 務 の 名 称	外国人登録業務		
廃止又は変更の 理 由	入国管理法及び入国管理特例法の改正に伴う外国人登録制度の廃止の 為。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。

那覇市告示第 299 号

平成 26 年 10 月 21 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

付 議 事 件 名

- 1 所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書
- 2 手話言語法制定を求める意見書
- 3 決算認定議案
 - (1) 平成 2 5 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - (2) 平成 2 5 年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - (3) 平成 2 5 年度那覇市一般会計歳入歳出決算
 - (4) 平成 2 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
 - (5) 平成 2 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (6) 平成 2 5 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算
 - (7) 平成 2 5 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (8) 平成 2 5 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - (9) 平成 2 5 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算
 - (10) 平成 2 5 年度那覇市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 4 委員会の採択陳情
 - (1) 島田叡氏事跡顕彰事業に関することについて
 - (2) 市内幼稚園及び小・中学校のすべての教室にクーラーの早期設置を求めることについて
 - (3) 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関することについて
 - (4) 手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることについて
- 5 委員会への付託陳情
 - (1) 平成 2 7 年度福祉施策及び予算の充実について
 - (2) 小禄支所の建替え等に関することについて

那覇市告示第 314 号

平成 26 年 11 月 4 日

平成 26 年（2014 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 将 光

平成26年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,225,993千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,760,307	1,839	5,762,146
	2 国庫補助金	1,758,083	1,839	1,759,922
5 支払基金 交付金		6,301,148	2,179	6,303,327
	1 支払基金交付 金	6,301,148	2,179	6,303,327
5 県支出金		3,079,348	15,087	3,094,435
	3 県補助金	79,761	15,087	94,848
8 繰越金		1	607,106	607,107
	1 繰越金	1	607,106	607,107
9 諸収入		933	3,740	4,673
	2 雑入	931	3,740	4,671
歳 入 合 計		22,596,042	629,951	23,225,993

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		562,343	14,168	576,511
	1 総務管理費	294,736	14,168	308,904
4 基金積立金		409	308,060	308,469
	1 基金積立金	409	308,060	308,469
6 諸支出金		17,650	307,723	325,373
	1 償還金及び還付加算金	17,649	209,752	227,401
	2 繰出金	1	97,971	97,972
歳 出 合 計		22,596,042	629,951	23,225,993

那覇市告示第 315 号

平成 26 年 11 月 4 日

平成 26 年（2014 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 48,071 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,337,550 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円	千円	千円
		15,760,636	438	15,761,074

	2 国庫補助金	5,748,248	438	5,748,686
6 県支出金		2,982,190	5,000	2,987,190
	1 県補助金	2,471,447	5,000	2,476,447
9 繰入金		4,756,974	4,781	4,761,755
	1 他会計繰入金	4,756,973	4,781	4,761,754
10 諸収入		7,926,770	△58,290	7,868,480
	3 雑入	7,920,267	△58,290	7,861,977
歳 入 合 計		49,385,621	△48,071	49,337,550

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 684,006	千円 5,219	千円 689,225
	1 総務管理費	483,746	1,167	484,913
	2 徴税費	107,802	4,052	111,854
2 保険給付費		27,340,075	0	27,340,075
	1 療養諸費	23,295,211	0	23,295,211
8 保健事業費		287,023	2,894	289,917
	1 特定健康診査等 事業費	261,950	0	261,950
	2 保健事業費	25,073	2,894	27,967
10 諸支出金		46,157	187,706	233,863
	1 償還金及び還付 加算金	43,635	187,706	231,341
12 繰上充用金		5,300,000	△243,890	5,056,110
	1 繰上充用金	5,300,000	△243,890	5,056,110
歳 出 合 計		49,385,621	△48,071	49,337,550

那覇市告示第 316 号

平成 26 年 11 月 4 日

平成26年（2014年）9月那覇市議会定例会で議決された平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 将 光

平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,931,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 588,564	千円 645	千円 589,209
	1 一般会計繰入金	588,564	645	589,209
4 繰越金		1	17,327	17,328
	1 繰越金	1	17,327	17,328
5 諸収入		8,156	6,436	14,592
	2 償還金及び還付加算金	8,051	6,436	14,487
歳 入 合 計		2,906,706	24,408	2,931,114

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 31,981	千円 602	千円 32,583
	1 総務管理費	20,589	16	20,605
	2 徴収費	11,392	586	11,978
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金		2,866,674	17,564	2,884,238
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,866,674	17,564	2,884,238
3 諸支出金		8,051	6,242	14,293
	1 償還金及び還付 加算金	8,050	6,242	14,292
歳 出 合 計		2,906,706	24,408	2,931,114

那覇市告示第 317 号

平成 26 年 11 月 4 日

平成 26 年（2014 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

平成 26 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		282, 643	△35, 000	247, 643
	1 一般会計繰入金	282, 643	△35, 000	247, 643
4 市債		504, 300	35, 000	539, 300
	1 市債	504, 300	35, 000	539, 300
歳 入 合 計		2, 391, 394	0	2, 391, 394

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 2, 216, 978	千円 0	千円 2, 216, 978
	1 都市再開発事業費	2, 216, 978	0	2, 216, 978
歳 出 合 計		2, 391, 394	0	2, 391, 394

第2表 地方債補正
変更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法
1 都市 再開 発事 業	千円 504,300	証書 借入 又は 証券 発行	年5% 以内(た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は 、据置期間を 含め30年 以内とする。 償還方法は 、元利均等、 元金均等等 による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であっ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。	千円 539,300	補正前に同じ		
計	504,300				539,300			

那覇市告示第 318 号

平成 26 年 11 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ふく薬局 こはぐら店		平成 26 年 9 月 3 日
法人代表者	代表取締役 田仲 康晃 (代表取締役 田仲 康勝)	
ふく薬局 まかび店		平成 26 年 9 月 3 日
法人代表者	代表取締役 田仲 康晃 (代表取締役 田仲 康勝)	
ふく薬局 開南バス停前店		平成 26 年 9 月 3 日
法人代表者	代表取締役 田仲 康晃 (代表取締役 田仲 康勝)	

ふく薬局 泉崎店		平成 26 年 9 月 3 日
法人代表者	代表取締役 田仲 康晃 (代表取締役 田仲 康勝)	

那覇市告示第 319 号

平成 26 年 11 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
大盛堂薬局	上江洲 エイ子	平成 26 年 8 月 30 日
那覇市辻一丁目 6 番 8 号		
ひばり薬局	有限会社アシスト	平成 26 年 10 月 1 日
那覇市久茂地二丁目 9 番 25 号		

那覇市告示第 320 号

平成 26 年 11 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
大名デイサービスフレンドふるじま		平成 25 年 8 月 5 日
所在地	那覇市松島二丁目 7 番 45 号 上原ビル 1 階 (那覇市字古島 454 番地 17 上原ビル 1 階)	
ニチイケアセンターまあい		平成 26 年 10 月 1 日
法人代表者	寺田 明彦 (齊藤 正俊)	
ニチイケアセンター那覇		平成 26 年 10 月 1 日
法人代表者	寺田 明彦 (齊藤 正俊)	

那覇市告示第 321 号

平成 26 年 11 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

名 称	廃止年月日
所 在 地	
デイサービス第 2 さつき荘	平成 26 年 7 月 31 日
那覇市宇栄原三丁目 5 番 14 号 2 階	
デイサービス識名 小規模多機能型施設	平成 26 年 9 月 30 日
那覇市長田二丁目 26 番 10 号 サンテラス長田 101 号	
桜山荘介護支援センター那覇	平成 26 年 9 月 30 日
那覇市字大道 42 番地 2 Me 道館 101	
グループホーム 小緑	平成 26 年 10 月 1 日
那覇市小緑 5 丁目 16 番地 1	

那覇市告示第 322 号

平成 26 年 11 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 将 光

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
大城 亜希	はり・きゅう	平成 26 年 10 月 2 日
おもろまち鍼灸治療院	那覇市銘苅二丁目 6 番 10 号 A201	
金城 伸郎	はり・きゅう	平成 26 年 10 月 15 日
（出張専業）	—	

公 告

那覇市公告第 272 号

平成 26 年 10 月 21 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

那覇市公告第 298 号

平成 26 年 11 月 4 日

会議開催の公告について

次のとおり、会議を開催しますので、那覇市の会議の公開に関する指針6（2）により、公告します。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

- 1 会議の名称 那覇市 IT 創造館運営審議会
- 2 開催年月日 平成 26 年 11 月 10 日(月) 午後 2 時から午後 4 時
- 3 開催場所 那覇市 IT 創造館 2 階大会議室
- 4 議 題 ・那覇市 IT 創造館指定管理予定候補者選定
・那覇市 IT 創造館利用料金改定
- 5 傍 聴 否（理由：那覇市の会議の公開に関する指針3（2）による）
- 6 意見提出 会議の議題について意見のある方は、平成 26 年 11 月 6 日(木)までに、経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。
- 7 照 会 先 担当事務局 経済観光部商工農水課（TEL 951-3212）

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第9号

平成26年10月1日

公 布 済

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局徴収事務委託規程（平成16年那覇市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委託業務の範囲) 第2条 委託の対象とする徴収事務等は、次に掲げるとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収 (3) 〔略〕	(委託業務の範囲) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 水道料金、下水道使用料及び再生水料金（以下「水道料金等」という。）の徴収 (3) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正前部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 10 号

平 成 2 6 年 1 0 月 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程（平成26年那覇市上下水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第16条 〔略〕 （1）～（4） 〔略〕 2～3 〔略〕	<u>（供給の制限又は停止等）</u> 第16条 〔略〕 （1）～（4） 〔略〕 2～3 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 11 号

平 成 2 6 年 1 0 月 1 5 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程（平成20年那覇市上下水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額462円以内の額を加えた額とする。 〔表 略〕	（報酬） 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額483円以内の額を加えた額とする。 〔表 略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程第2条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 25 号

平 成 2 6 年 1 0 月 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 22 号
指定工事店名	株式会社 共立技研
営業所所在地	那覇市松島 2 丁目 1 番地の 31
代表者名	源河 武司
指定の有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 26 年 9 月 19 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 26 号
平 成 2 6 年 1 0 月 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 470 号
指定工事店名	妙ライフコンサルト
営業所所在地	南風原町字新川 202 番地 8 シャローム新川 305
代表者名	金城 妙子
有効期間	自 平成 26 年 9 月 25 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 27 号

平成 26 年 10 月 14 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
429	有限会社 沖縄クリーン工業	那覇市首里石嶺町四丁目 199 番地 3	前田 勝也	平成 26 年 10 月 14 日

那覇市上下水道局告示第 28 号

平成 26 年 10 月 15 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
430	夢電	島尻郡南風原町字照屋 253 番地 6 東宝建設ビル 19 402	与那覇 忠彦	平成 26 年 10 月 15 日

